

論点に対する考え方

[機 関 名]

株式会社イノベーション創造機構（仮称）

平成20年10月22日

経 済 産 業 省

(機関名：株式会社イノベーション創造機構（仮称）)

論 点	論点に対する考え方
<p><事業スキームについて></p> <p>○ 投資の手法や収益性を確保するための仕組み等、具体的な事業スキームはどのようなものとなっているのか。</p> <p>今後の財政投融資の在り方について（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>II. 今後の財政投融資の在り方</p> <p>3. 産業投資の在り方</p> <p>(3) 今後の産業投資の在り方</p> <p>①対象分野及び投資手法</p> <p>i 研究開発・ベンチャー支援分野</p> <p>我が国産業の活力を維持し、経済の安定的な成長を継続していくためには、イノベーションの促進を行い、新しい技術開発等により新たな価値を生み出し、社会的・経済的に大きな変化を起こしていく必要がある。</p> <p>例えば、アメリカにおける研究開発は、政府による国防研究予算等が多額にのぼっており、また、寄付や財団等の巨大な非営利資金が支えている状況であり、こうしたところからイノベーションが創出され、新たなエクセレントカンパニーを継続的に輩出している。他方で、我が国における研究開発費（民間を含む）は対 GDP 比で見れば国際的にも高い水準に達しているものの、産業分野ごとの企業集約が遅れているため研究開発投資が企業単位で拡散・重複する傾向があり、新たなイノベーション・新たな企業が創出されにくいとの指摘もあり、国際的な競争に伍していくためには、投資の効率化と成果の実現を重視した質的な改善が求められる。</p> <p>このため、各産業の基盤となるような「環境・エネルギー」「半導体エレクトロニクス」「ライフサイエンス」等の政策的必要性が高く資金調達に課題を抱える分野に対して、重点的に資金を投入する必要がある。</p> </div>	<p>1. 組織形態</p> <p>株式会社イノベーション創造機構（仮称）（以下、「機構」）は、産業構造の転換に資する事業等に対して出資等を行うことを業務とする。機構内の投資決定機関としてイノベーション創造委員会（仮称）（以下、「委員会」）を設置し、投資や処分等重要な意志決定に関して、取締役会から委任を受けて行うものとする。</p> <p>なお機構は、オープン・イノベーションの機能が民間で育成され、革新的な経済産業構造の転換が自律的に起こるような「呼び水」としての機能を担うという観点から、時限付きの法人とする。中長期の資金（ペイシエント・リスク・マネー）を供給する役割を担うことから、機構の設置期限は15年とする。</p> <p>2. 政府による適切なガバナンスと民間活力の最大化</p> <p>政府の関与としては、①投資方針となる支援基準の策定、②機構の取締役の選任・解任、及び委員会の委員の選定・解職に関する認可、③財務状況の定期的なチェック、④事後的な評価を通じて、適切なガバナンスを働かせることとする。その上で投資や投資株式の処分など具体的な投資判断に関しては、民間実務経験者からなる委員会に任せるという適切な役割分担により、最大のパフォーマンスをあげることを目指す。この際、機構内の人事、業務方法等についても、政府は関与しないこととする。</p> <p>ただし投資判断に関しては、主務大臣が定めた支援基準に従って行うものとする。</p>

論 点	論点に対する考え方
<p>今後、この分野に対する産業投資によるリスクマネー供給を増加させるためには、産業投資対象機関の外側にサブ・ファンドを組成し、そのサブ・ファンドから、研究開発ベンチャー等に対して出資又は劣後ローン等の十分な量のリスクマネーを供給できる仕組みを構築するなど、新たな仕組みを検討する必要がある。その際、リスクを管理しつつ、産業投資出資金の適切なリターンを確保できるよう、(i)当該産投機関やサブ・ファンドにおいて民間資金を最大限活用し民間資金と公的資金との間の適切なリスク配分を行うこと、(ii)民間主導で投資案件の目利を行い、国・機関、事前の審査ではなく、事後的な評価によりガバナンスを効かせること、(iii)時限性を持たせて出資者とファンド運営者との間の規律と緊張関係を維持すること、といった仕組みを予め組み込んでおくことが必要となる。</p> <p>② 新しい官民パートナーシップの構築～今後の産業投資による研究開発・ベンチャー支援の具体的方向性～</p> <p>今後、特に研究開発・ベンチャー等の分野においては、内外の民間資金を最大限活用しながら投資の促進を図るため、官民一体の新しいパートナーシップを構築することが重要であり、産業投資を活用して、研究開発・ベンチャー等を投資対象とする内外のサブ・ファンドに出資等を行う新たな仕組みを創設することを検討する必要がある。</p> <p>このように、国が産業投資により長期性資金を供給することにより適切なリスクを負担しつつ、民間の人材・ノウハウによる投資資金の運営を基本として、民間の自由な発想・活力・資金を最大限引き出すことが、結果として、効率的・効果的な研究開発・ベンチャーのイノベーション創出につながり、我が国経済全体に裨益すると考えられる。こうした、官主導ではなく民主導の、新たな官民パートナーシップの構築に向けた取り組みを行っていく必要があると考えられる。</p>	<p>3. 民間出資の導入</p> <p>今回の事業スキームでは、政府より出資を受けた機構が更に投資ファンドへ投資することにより、ポートフォリオを組み立てることも想定する。</p> <p>機構・投資ファンドにおいて期待収益率の高い民間投資資金とともに投資が行われることにより、①ファンド規模を大きくして分散投資による安定的な収益を得られるとともに、②ファンド運営に収益性向上の規律を働かせることが可能となる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>